

請 願 文 書 表

受 理 番 号	第 7 号
受 理 年 月 日	令和2年8月20日
件 名	「『核兵器禁止条約の署名・批准を求める』意見書」を政府にあげる 事の採択を求める請願
請願者の住所 及び氏名	桐生市東7-3-2 桐生、みどり地区平和委員会 会長 大木 俊一
請 願 の 要 旨	<p>【請願趣旨】</p> <p>2017年7月7日に国連の会議で、「核兵器禁止条約」が、国連加盟国のおよそ3分の2に及ぶ、122ヶ国の賛成で採択された。</p> <p>これは人類史上初めて核兵器を禁止するための条約であり、「核兵器その他の核爆発装置を開発、実験、製造、生産あるいは獲得、保有、貯蔵。」「核兵器もしくはその他の核爆発装置の使用、あるいは使用をちらつかせての威嚇」などを禁止する条約である。</p> <p>世界で唯一の戦争被爆国に住み、核兵器の禁止・廃絶を求める被爆者と私たち日本国民の長年の悲願でもあった。</p> <p>被爆者も高齢化が進み、被爆の証言をする方々も少なくなっている。</p> <p>被爆者の願いは「ふたたび被爆者をつくらない」ことである。「そのためには核兵器をなくすことが最善の道だ」と世界に向けて訴えてきた。</p> <p>被爆後75年の今年こそ、核兵器をなくすためにも、核兵器禁止条約の発効を日指す最後のチャンスと考える。ちなみに、荒木恵司桐生市長は今年も原水爆禁止世界大会(オンラインで開催)にメッセージをよせている。</p> <p>採択後約3年余経ち、現在83ヶ国が署名し44ヶ国が批准した。</p> <p>この条約は、50番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後90日で効力を生ずるものとされており、あと6ヶ国が批准すれば条約は効力を生じる。</p> <p>桐生市議会では、「桐生市議会は、すべての国の核兵器に反対し、その速やかな廃絶を求め、非核三原則を堅持し、人類の平和のための努力することを決意し、非核平和都市を宣言する。」との非核平和都市宣言を行っている。</p> <p>この宣言の精神に則り、日本政府に対して「核兵器禁止条約」の署名・批准を求める意見書を挙げていただくことを求めるものである。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. 貴議会は、住民の生活と安全を守ることが地方自治の基本であることを念頭に置き、自治体の崇高な責務にもとづき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を議決していただくよう請願するものです。</p>
紹 介 議 員	渡辺 恒、関口 直久
付 託 委 員 会	総務委員会
審 査 結 果	